平成24年3月橋本市議会定例会会議録(第6号)その2 平成24年3月22日(木)

(午前9時30分開議)

○議長(井上勝彦君)皆さん、おはようございます。

ただ今の出席議員数は22人で全員であります。

○議長(井上勝彦君) これより本日の会議を 開きます。

O議長(井上勝彦君) この際、報告いたします。

市長から平成24年3月13日付、橋総第225号をもって追加議案2件が送付されております。

議案はお手元に配付いたしております。

次に、文教厚生委員会委員長・土井君から 平成24年3月15日付をもって議案2件が提出 されました。

議案はお手元に配付いたしております。 以上で報告を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(井上勝彦君) これより日程に入り、 日程第1 会議録署名議員の指名 を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において3番 富岡君、 8番 中西君の2人を指名いたします。

日程第2 議案第30号 橋本市空き地の適切な管理に関する条例について から、日程第4 議案第44号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について までの3件 〇議長(井上勝彦君)日程第2 議案第30号 橋本市空き地の適切な管理に関する条例について から、日程第4 議案第44号 橋本市 廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について ま での3件を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。 総務委員会委員長 9番 上田君。

[9番(上田良治君)登壇]

○9番(上田良治君) 皆さん、おはようございます。

それでは、委員長報告をさせていただきます。

去る3月8日の本会議において、本委員会に付託された議案第30号 橋本市空き地の適切な管理に関する条例について、議案第31号橋本市民病院事業支援基金条例について、議案第44号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について を審査するため、3月13日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第30号と議案第44号は全会一致で、議案第31号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第30号は、市内の空き地において、雑草の草刈り等十分な管理ができていないため、苦情が寄せられている。本市としては、土地所有者に対し、適切な管理を行うよう指導しているが、改善が見られない場合、より踏み込んだ対応がとれるよう条例を制定するものである。

委員から、具体的な草刈り費用と草刈りの 委託先について ただしがあり、現在、空き 地所有者からの依頼による場合は、シルバー 人材センターを紹介している。草刈りの概算 費用については、50坪の場合で草刈りとその 処理を含め、1万2,000円から1万3,000円で ある との答弁がありました。

今後、空き地だけでなく空き家の管理条例も制定していくのか。また、空き家の敷地周辺の土地にも適用されるのか とのただしがあり、空き家の管理条例の制定については、すぐには困難であり、県の条例で対応したい。また、空き家の敷地周辺土地については、第2条第1号で「空き地」の定義を「現に人が使用していない土地(空き家における空間部分を含む。)」にあたるのでこの条例が適用されるとの答弁がありました。

議案第31号は、橋本市民病院は、昨今の医師不足、看護師不足による医療提供体制の維持が極めて厳しい環境となっている。現行制度の中では人事や予算面で一定の制約を受け、効率性を損なう一つの要因となっているため、平成28年度の地方独立行政法人化を目標に進めることとなっている。市として、地方独立行政法人化を進める市民病院の経営支援を図る目的で橋本市民病院事業支援基金を設置するものである。

委員から、市民病院が地方独立行政法人になることにより、経営の効率化が最優先されるのではないか とのただしがあり、地方独立行政法人となっても、現在の医療の供給体制は大きく変わらず、経営に特化したものではなく、理事長の権限が現在の病院事業管理者より相当強くなることは間違いないが、その根本は、市の医療政策を厳格に実施していくというものも一つの政策である。そういう点もしっかり堅持しながら、永続的に黒字経営を保っていくための組織改革となるとの答弁がありました。

多くの民間病院は利益を上げ黒字経営となっているが、公立病院の多くはなぜ赤字経営となっているのか とのただしがあり、公立

病院の多くは、小児医療、救急医療及び産科 医療など不採算部門を抱えているが、一般的 に民間病院の多くは、不採算部門を抱えない で開業する。自治体病院によく言われるのが 過剰投資である。民間病院は、過剰投資をな くし、効率経営ができないと倒産となると の答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、市民病院事 業会計を支援することに異議はないが、地方 独立行政法人化することによって、市民の命 と健康を守るとりでとしての役割が後退する のではないかと危惧する。利益を優先する経 営に変わりはしないのか、不採算の診療科は 切り捨てられないのか、病院職員の給料は引 き下げられないのかなども危惧する。また、 奈良県内で新たな病院建設が進められている ことや、和歌山県立医科大学附属病院紀北分 院の新たな動きなどから、市民病院の患者数 が減少する要因が生まれていることなどから、 赤字経営に至る前に独立行政法人化したいと の考えであると理解する。地方独立行政法人 に向かうことは、時期尚早であると考え反対 するとの討論がありました。

賛成の立場から、公立病院のほとんどが独立行政法人化されており、市民病院が独立行政法人化されることにより、医療サービスが低下することはなく、ますます隆盛になると考える。他の公立病院も既に独立行政法人として立派に経営されていることから賛成するとの討論がありました。

議案第44号は、埋立ごみ指定袋について、袋が大きすぎる、破れやすいなど改善を求める声が多く寄せられ、それを受けて大きさや素材について検討した結果、大きさについては、300を150に、枚数についても一冊10枚から5枚入りに変更し、販売価格を1枚30円から15円に改正するものである。なお、素材は、生分解性プラスチックからポリエチレンに変

更し、破れにくいものにしている。

委員から、大きい袋と小さい袋の両方があったほうがいいのではないか とのただしがあり、300の大きい袋に埋立ごみをいっぱいに詰めた場合は、重たくて持ちにくいことから、小さい袋に改善している との答弁がありました。

10月から変更されるが、現状の袋も使用できるのか、また、現状の袋の成分は風化しやすい成分であったが新しい袋の成分はどうかとのただしがあり、現在使用中の袋はこれからも使用可能である。素材について、現状の袋は生分解性プラスチックを利用していたが新しい袋の成分についても、従来から埋め立てしてもよいものと考えているとの答弁がありました。

小さい袋が使いやすいので、交換してほしいという場合は可能か とのただしがあり、現在の袋も引き続き使用できることから、交換は考えていない との答弁がありました。

以上で委員長報告を終わります。議員皆さんのご賛同、よろしくお願い申し上げます。 〇議長(井上勝彦君)ただ今の委員長報告に

対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第30号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第30号 橋本市空き地の適切な管理に関する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告 のとおり決することにご異議ありませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

〔3番(富岡清彦君)登壇〕

○3番(富岡清彦君) 議案第31号 橋本市民 病院事業支援基金条例制定について、反対の 立場から討論を行います。

本条例は、第1条で市民病院の地方独立行政法人化に向け、病院事業会計を支援するためとしています。病院事業会計を支援することには異議はありません。問題は、市民病院を地方独立行政法人化することです。独立行政法人化によって、市民の命と健康を守るとりでとしての役割が後退するのではないから、利益を優先する病院経営に変わりはしないのか、不採算の診療科を切り捨てられないのか、病院で働く医師、看護師など、病院の全スタッフの給料は引き下げられないのか、無保険者の治療拒否や生活保護申請者の診察拒否は起きないのかなども危惧をいたします。

最大の疑問は、なぜ独立行政法人化が必要なのか納得できる説明がありません。本会議の質疑で、私の質問に対する市長答弁で、奈良県内で新たな病院建設が進められていること、かつらぎ町の紀北分院の新たな動きなどから、市民病院への患者数が減少する要因が生まれていること、つまり、大きな赤字経営に至る前に法人化したい考えであるとすれば、賛成することはできません。

市民病院新築移転後、病院経営で大きな役割を果たされた事務局長が退職される。病院経営はどうなるのか。この時期に一路独立行政法人化に向かうことは時期尚早であると考

え、反対討論とします。

○議長(井上勝彦君)ほかに討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第31号 橋本市民病院事業 支援基金条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告 のとおり決することに賛成の諸君の起立を求 めます。

(賛成者起立)

○議長(井上勝彦君) 起立多数であります。 よって、議案第31号は委員長報告のとおり 可決されました。

次に、議案第44号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 橋本市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第29号 橋本市産業振興基本条例について と、日程第6 議案第45号 橋本市農地農業用施設及び林道災害復旧事業分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例について の2件

○議長(井上勝彦君) 日程第5 議案第29号 橋本市産業振興基本条例について と、日程 第6 議案第45号 橋本市農地農業用施設及 び林道災害復旧事業分担金徴収に関する条例 の一部を改正する条例について の2件を一 括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。 経済建設委員会委員長 13番 石橋君。

[13番(石橋英和君)登壇]

O13番(石橋英和君)経済建設委員会委員長報告でございます。

去る3月8日の本会議において、本委員会に付託された議案第29号 橋本市産業振興基本条例について、議案第45号 橋本市農地農業用施設及び林道災害復旧事業分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例についてを審査するため3月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第29号は賛成多数で、議案第45号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第29号は、長引く経済不況、円高、少子高齢化、東日本大震災等の影響を受け、全国的に産業全体が厳しい状況に置かれている中、本市の産業を振興するにあたり、その基本となる考え方、施策の方針を基本理念として定め、事業者、経済団体、市民、市、それぞれの役割を明らかにすることにより、産業基盤の安定、強化及び健全な発展を促進し、もって地域社会の発展と市民生活の向上を目的として、産業振興基本条例を制定するものである。

委員から、「産業の振興は、グローバルな観点から、まちづくりを推進していく」との基本理念に基づき、商業、工業、農業、林業、観光の各分野の方針を定めているが、グローバルな観点からすれば観光分野の方針を強調すべきではないか とのただしがあり、基本理念における産業については、クラークの産業分類を基本に分類しているため、観光は第

三次産業の商業に含まれるが、市として観光 分野の発展に今以上に力を傾注したいとの思いから、あえて商業から観光分野を分離、特 化させて方針を定めた との答弁がありました。

パブリックコメントの件数と主な内容について ただしがあり、2件の意見を受け付けており、一つは公的資金に依存せず企業の自立を求める内容を盛り込むことを求める意見、もう一つは、逆に自助努力の言葉が目立つが、現在の厳しい経済状況の中で自助努力だけでは商業の振興につながらないのが実情であるため、行政等の支援の必要性を求める意見であった との答弁がありました。

事業者の定義を「市内で事業活動を行うすべての者」としているが、営利を目的としない事業者等も含んでいるのか とのただしがあり、公的、民間にかかわらず、オフィス事業者などすべて含めており、また、NPO法人や自治会組織などの営利を目的としない団体等も含めた事業者と考えている との答弁がありました。

第4条「市の役割」において、最初に「国・県・大学等との連携を図り」、次に「市民・事業者・経済団体等との協力に努め」、最後に「必要な施策を推進する」としているが、公的な役割をより訴えかけるためには、施策の推進を最初に明記すべきではないか とのただしがあり、文言の表現方法にはさまざまな考え方があるが、特に資金面等において市単独の施策を構築するには限界があるため、産業の振興を図るには国・県等の施策の有効活用が非常に重要と考えており、国・県等との連携に関する文言を最初に明記している との答弁がありました。

第5条「事業者等の役割」において、規模 や形態に関係なく経済団体への積極的な加入 に努めるとしているが、市はどのようにかか わるのか とのただしがあり、大規模店舗、 チェーン店等の事業者に対し、産業振興に向けて商工会議所、商工会等の経済団体との連携を深める必要があることから、企業が進出する際の事前協議等において、経済団体等への積極的な加入について指導したい。また、進出済みの大規模店舗等に対しても、本条例の告知も含めて、加入について指導したいとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、地域産業の 積極的な発展に向けた市の責務をあらわす文 言が不足するなど、画竜点睛を欠く条文とな っているため、本議案に反対する との討論 がありました。

賛成の立場から、他市の条例ではあまり見られない林業分野の方針を明記し、また、大型店舗等の積極的な協力を求め指導する点や市民の理解と協力を求める内容が含まれているため、本議案に賛成する との討論がありました。

議案第45号は、農地農業用施設等の災害復旧事業の施行に伴う受益者分担金について、暫定法により定められている災害復旧事業の国の通常補助率(農地の場合50%)に応じた算定方法としており、補助率が50%を下回る場合、現条例では分担金を徴収できない状況にある。しかし、昨年発生した台風12号により甚大な被害を受けたことに伴い、和歌山県独自の災害復旧事業が創設されたが、その県費補助率は45%となっており、本事業の活用にあたり、補助率50%を下回る場合も事業費から補助金を控除した額を受益者分担金として徴収できるよう条例を改正するものである。

委員から、改正後は補助率が仮に10%の場合でも適用になるのか とのただしがあり、補助金を控除した残りの90%を受益者分担金として徴収することになる との答弁がありました。

以上でございます。

〇議長(井上勝彦君) ただ今の委員長報告に 対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第29号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第29号 橋本市産業振興基 本条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告 のとおり決することに賛成の諸君の起立を求 めます。

(賛成者起立)

○議長(井上勝彦君) 起立多数であります。 よって、議案第29号は委員長報告のとおり 可決されました。

次に、議案第45号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君) 討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第45号 橋本市農地農業用施設及び林道災害復旧事業分担金徴収に関する条例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。 よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第39号 橋本市国民健康保

険税条例の一部を改正する条例についてと、 日程第8 議案第43号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について の2件 〇議長(井上勝彦君)日程第7 議案第39号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する 条例について と、日程第8 議案第43号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例に ついて の2件を一括議題といたします。 本案に関し、委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 11番 土井君。

〔11番(土井裕美子君)登壇〕

O11番(土井裕美子君) それでは委員長報告をさせていただきます。

去る3月8日の本会議において、本委員会に付託された議案第39号 橋本市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、議案第43号 橋本市介護保険条例の一部を改正する条例について を審査するため、3月15日に委員会を開催し、慎重審査の結果、議案第39号は全会一致で、議案第43号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告いたします。

議案第39号は、高齢化に伴い、医療費、介護費、後期高齢者医療費が増加する中、国民健康保険特別会計の平成21年度、22年度の決算状況及び23年度予算の執行状況から、保険財政の健全な運営を図りながら被保険者の負担を少しでも軽減できないかとの観点に立ち、24年度予算について詳細に検討した。その結果、国民健康保険税率について、医療分は引き下げ、介護分は引き上げ、支援金分は現行どおりとするもので、引き下げが全被保険者に及ぶよう改正するものである。

委員から、保険税率の引き下げに至った経緯について ただしがあり、保険税率については、毎年度、当初予算編成時の前年12月に、不確定要素もある中で歳入・歳出を予測し、検討している。24年度においても当初の算定

時点では税率が引き下げに至るような想定はできなかったが、その後、21年度、22年度の決算状況に加え、23年度の執行状況から歳入の修正を行った結果、今回の引き下げに至ったとの答弁がありました。

議案第43号は、介護保険制度について、3 年に一度事業計画を見直しており、今回、平 成24年度から26年度までの第5期の保険料率 を定めるものである。第5期の保険料につい ては、県・市の基金取り崩し等による抑制策 を講じているが、毎年度、要支援・要介護認 定者は二百数十人、標準給付費は2億数千万 円、それぞれ増加が見込まれるなどの状況に 加え、国の制度改正等による影響など、増加 要因も大きく、第1号被保険者の保険料基準 額を第4期の月額4,925円から5,750円に引き 上げが必要となるものである。また、保険料 の急激な上昇の緩和と低所得者の負担軽減を 目的として、第1号被保険者に係る介護保険 料の段階区分を7段階から9段階に改めるも のである。

委員から、保険料の増額による被保険者への影響について ただしがあり、基金を取り崩すなど、できる限りの抑制策を講じたが、被保険者の負担は増える結果となっている。しかし、保険料の段階区分の細分化などにより、低所得者の負担軽減を図っている との答弁がありました。

本条例案が可決されなかった場合の具体的な影響について ただしがあり、介護事業者に介護報酬を支払うための財源が不足するので、事業の執行に支障を来すことになる との答弁がありました。

介護報酬の抑制策について ただしがあり、 国の指導では、サービスを受ける可能性の高い方を対象に介護予防事業に取り組み、また、 実施中のケアプランが適切であるかを市町村 が見極めなければならない。本市の介護予防 事業により、参加者が元気な状態を維持できているとの実感はあるものの、実際に介護給付費や医療費の抑制に対し数値的にどの程度の効果が出ているのか算定できていないとの答弁がありました。

個々のケアプランの内容を精査し改善する ことにより、介護給付費を抑制することはで きないか とのただしがあり、和歌山県が策 定した介護給付適正化計画において、ケアプ ランのチェックが示されている。本年度、県 の支援を受けて、和歌山県の担当者及び和歌 山市にある事業所の主任ケアマネージャーら が本市の3事業所の3ケースについてチェッ クを行っている。ケアプランはケアマネージ ャーが作成し、本人や家族の承認を受けてい るが、より熟練したケアマネージャーがチェ ックすることで、より適切なケアプランが提 案されるなど、改善すべき点が指摘されてい る。指摘を受けた点は、改善に向かっている かを次のケアプランで事後チェックすること になっている。このことにより適正化を図る ことは可能であるが、ケアプランは年間約2 万6,000件と膨大な数にのぼっており、県支援 のチェックだけでは対応件数が少ないため、 サービス内容が多いケアプランを一部抽出す る等、今後は可能な範囲で市独自のチェック を実施したい との答弁がありました。

個々の要介護度はさまざまなサービスや予防事業を行うことでどのように変化するのかとのただしがあり、個人によって状況はさまざまであるが、基本的には加齢とともに重度化する傾向にあり、できる限り現状維持ができるよう積極的に介護予防事業を展開している。また、個々にはリハビリや手術を受けることで身体機能が回復し、介護度が軽度になる場合もあるが、認知症の場合は回復は難しく、介護度は現状維持もしくは重度になる場合が多いとの答弁がありました。

討論に入り、反対の立場から、第1号被保 険者のうち保険料の基準月額以下の方が3分 の2を占めていることから、所得の低い方の 割合が多く、今回の保険料引き上げは生活に 及ぼす影響が非常に大きいため、本議案に反 対する との討論がありました。

賛成の立場から、保険料の増額が市民生活に及ぼす影響は非常に大きいと考えるが、介護給付費がすさまじい勢いで増えている中、第5期の需要予測は決して過大なものでなく適切に算出されており、低所得者に対してもできるだけ配慮した形で保険料を算定している。保険料を増額しなければ介護保険制度が維持できないため、今回の保険料の増額はやむを得ないと考え、本議案に賛成するとの討論がありました。

賛成の立場から、介護給付費が毎年2億数 千万円増える中で、制度を維持するためには 保険料の増額はやむを得ず、被保険者の所得 の分布によって低所得者への配慮を行うなど、 今考えられる最善の策を講じていると考え、 本議案に賛成する との討論がありました。

以上、委員長報告を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長(井上勝彦君) ただ今の委員長報告に 対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより、議案第39号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(井上勝彦君)討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより、議案第39号 橋本市国民健康保 険税条例の一部を改正する条例について を 採決いたします。 委員長報告は可決であります。委員長報告 のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)ご異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第43号の討論に入ります。 討論する方ありませんか。

3番 富岡君。

[3番(富岡清彦君)登壇]

○3番(富岡清彦君) 議案第43号 橋本市介 護保険条例の一部を改正する条例に反対の立 場で討論を行います。

本条例は、介護保険料を基準額で年5万9,100円から6万9,000円に、月額4,925円から5,750円に、実に年額で9,900円もの値上げを行う条例改正です。私どもは介護保険制度に反対するものではありません。問題は、この値上げによって市民の暮らしをさらに困難にすることです。制度上、高齢者が増え、介護中一ビスの利用者が増えれば増えるほど、介護施設が増えれば増えるほど、介護施設が増えれば増えるほど、介護保険料の値上げは避けられない制度であることは理解をいたします。

しかし、介護保険制度がスタートした2000年の介護保険料基準月額は2,653円であったのが、12年後の本条例改正で2.167倍、約2.2倍にもなります。本条例改正の問題は低所得者の負担です。全く所得がない人、本人の所得と課税年金収入額の合計が80万円以下の人、約3,600人に対し、介護保険料を年額2万9,550円から3万4,500円もの負担を求めることです。月額二、三万円の年金生活者はどのように工面しても介護保険料支払いは困難です。だから、月額1万5,000円以上の年金受給者に対し、年金から強制徴収する制度としているのです。明らかに生活を困窮させる介護保険料となり、納得できません。国の負担

率の見直しや一般会計からの繰入による介護 保険料の値上げの見直しを求め、反対討論と します。

○議長(井上勝彦君) ほかに討論する方あり ませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(井上勝彦君)ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、議案第43号 橋本市介護保険条 例の一部を改正する条例について を採決いたします。

委員長報告は可決であります。委員長報告 のとおり決することに賛成の諸君の起立を求 めます。

(賛成者起立)

○議長(井上勝彦君) 起立多数であります。 よって、議案第43号は委員長報告のとおり 可決されました。